

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 体制状況一覧表の記載要領について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問介護</p> <p>①・② (略)</p> <p>(削る)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>3 訪問入浴介護</p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>4 訪問看護</p> <p>① (略)</p> <p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第4号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 体制状況一覧表の記載要領について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問介護</p> <p>①・② (略)</p> <p><u>③ 「サービス提供責任者体制の減算」については、厚生労働大臣が定める利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号。以下「利用者等告示」という。）第2号に該当するサービス提供責任者を配置する場合に、「あり」と記載させること。</u></p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>3 訪問入浴介護</p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p> <p>4 訪問看護</p> <p>① (略)</p> <p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第4号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p> <p>④～⑥ (略)</p>

5 訪問リハビリテーション

- ① (略)
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、施設基準第4の2号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

④～⑦ (略)

6 居宅療養管理指導

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、施設基準第4の3号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

7 通所介護

- ①～⑯ (略)
- ⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

8 通所リハビリテーション

- ①～⑮ (略)
- ⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

9 福祉用具貸与

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、施設基準第25号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

10 短期入所生活介護

5 訪問リハビリテーション

- ① (略)
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、施設基準第4の2号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

④～⑦ (略)

6 居宅療養管理指導

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、施設基準第4の3号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

7 通所介護

- ①～⑯ (略)
- ⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

8 通所リハビリテーション

- ①～⑮ (略)
- ⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

9 福祉用具貸与

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、施設基準第25号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

10 短期入所生活介護

- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 11 短期入所療養介護 (介護老人保健施設型)
- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 12 短期入所療養介護 (病院療養型)
- ①～⑱ (略)
- ⑲ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 13 短期入所療養介護 (診療所型)
- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 14 短期入所療養介護 (認知症疾患型)
- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 15 短期入所療養介護 (介護医療院型)
- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 16 特定施設入居者生活介護
- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 17 特定施設入居者生活介護 (短期利用型)
- ①～⑱ (略)

- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 11 短期入所療養介護 (介護老人保健施設型)
- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 12 短期入所療養介護 (病院療養型)
- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 13 短期入所療養介護 (診療所型)
- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 14 短期入所療養介護 (認知症疾患型)
- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 15 短期入所療養介護 (介護医療院型)
- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑲ (略)
- 16 特定施設入居者生活介護
- ①～⑱ (略)
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 17 特定施設入居者生活介護 (短期利用型)
- ①～⑱ (略)

- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑧ (略)
- 18 居宅介護支援
- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第46号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ③ 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第84号のイに該当する場合は、「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は、「加算Ⅲ」と記載させること。また、「特定事業所加算Ⅳ」については、同号ニに該当する場合は「あり」と記載させること。なお、「特定事業所加算」及び「特定事業所加算(Ⅳ)」のいずれについても、(別紙10—2)「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。
- ④ (略)
- 19 介護福祉施設サービス
- ①～⑭ (略)
- ⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 20 介護老人保健施設
- ①～⑱ (略)
- ⑳ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 21 介護療養型医療施設(病院療養型)
- ①～⑩ (略)
- ⑪ 「ターミナルケア体制」については、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)第65号に該当する場合は、「あり」と記載させること。
- ⑫～⑲ (略)

- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑧ (略)
- 18 居宅介護支援
- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第46号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ③ 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第84号のイに該当する場合は、「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は、「加算Ⅲ」と記載させること。また、「特定事業所加算Ⅳ」については、平成31年度以降に該当する場合は「あり」と記載させること。なお、「特定事業所加算」及び「特定事業所加算(Ⅳ)」のいずれについても、(別紙10—2)「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。
- ④ (略)
- 19 介護福祉施設サービス
- ①～⑭ (略)
- ⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 20 介護老人保健施設
- ①～⑱ (略)
- ⑳ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 21 介護療養型医療施設(病院療養型)
- ①～⑩ (略)
- ⑪ 「ターミナルケア体制」については、利用者等告示第65号に該当する場合は、「あり」と記載させること。
- ⑫～⑲ (略)

- ⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 22 介護療養型医療施設（診療所型）
- ①～⑭（略）
- ⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 23 介護療養型医療施設（認知症疾患型）
- ①～⑫（略）
- ⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 24 介護医療院
- ①～⑰（略）
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 25 介護予防訪問入浴介護
- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第 69 号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ③（略）
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 26 介護予防訪問看護
- ①（略）
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第 70 号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ④～⑦（略）

- ⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 22 介護療養型医療施設（診療所型）
- ①～⑭（略）
- ⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 23 介護療養型医療施設（認知症疾患型）
- ①～⑫（略）
- ⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 24 介護医療院
- ①～⑰（略）
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 25 介護予防訪問入浴介護
- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第 69 号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ③（略）
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 26 介護予防訪問看護
- ①（略）
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第 70 号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ④～⑦（略）

27 介護予防訪問リハビリテーション

- ① (略)
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第71号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ④・⑤ (略)
- (削る)

⑥ (略)

28 介護予防居宅療養管理指導

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第71の2号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

29 介護予防通所リハビリテーション

- ①～⑪ (略)
- ⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑬ (略)

30 介護予防福祉用具貸与

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥

27 介護予防訪問リハビリテーション

- ① (略)
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第71号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ④・⑤ (略)

⑥ 「事業所評価加算」については、大臣基準告示第106の4号ホに該当する場合に「あり」と記載させること。「経過措置期間(平成30年度)に介護予防訪問リハビリテーションの事業所評価加算を算定する場合に「あり」に記載させること。また、(別紙25)「介護予防訪問リハビリテーション事業所における事業所評価加算に係る届出」を添付させること。

⑦ (略)

28 介護予防居宅療養管理指導

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第71の2号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

29 介護予防通所リハビリテーション

- ①～⑪ (略)
- ⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑬ (略)

30 介護予防福祉用具貸与

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦

を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第 83 号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

31 介護予防短期入所生活介護

①～⑭ (略)

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑯・⑰ (略)

32 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設型)

①～⑭ (略)

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑯・⑰ (略)

33 介護予防短期入所療養介護 (病院療養型)

①～⑮ (略)

⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑰・⑱ (略)

34 介護予防短期入所療養介護 (診療所型)

①～⑫ (略)

⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑭・⑮ (略)

35 介護予防短期入所療養介護 (認知症疾患型)

①～⑨ (略)

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑪・⑫ (略)

36 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院型)

①～⑬ (略)

⑭ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑮ (略)

37 介護予防特定施設入居者生活介護

①～⑨ (略)

を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第 83 号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

31 介護予防短期入所生活介護

①～⑭ (略)

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑯・⑰ (略)

32 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設型)

①～⑭ (略)

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑯・⑰ (略)

33 介護予防短期入所療養介護 (病院療養型)

①～⑮ (略)

⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑰・⑱ (略)

34 介護予防短期入所療養介護 (診療所型)

①～⑫ (略)

⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑭・⑮ (略)

35 介護予防短期入所療養介護 (認知症疾患型)

①～⑨ (略)

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑪・⑫ (略)

36 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院型)

①～⑬ (略)

⑭ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑮ (略)

37 介護予防特定施設入居者生活介護

①～⑨ (略)

- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑪ (略)
- 38 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ① (略)
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第26号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ④～⑥ (略)
- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 39 夜間対応型訪問介護
- ①～③ (略)
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 40 地域密着型通所介護
- ①～⑱ (略)
- ⑲ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 41 認知症対応型通所介護
- ①～⑩ (略)
- ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 42 小規模多機能型居宅介護
- ①～⑧ (略)
- ⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 43 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）
- ①～③ (略)
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑪ (略)
- 38 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ① (略)
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第26号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ④～⑥ (略)
- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 39 夜間対応型訪問介護
- ①～③ (略)
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 40 地域密着型通所介護
- ①～⑱ (略)
- ⑲ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 41 認知症対応型通所介護
- ①～⑩ (略)
- ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 42 小規模多機能型居宅介護
- ①～⑧ (略)
- ⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 43 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）
- ①～③ (略)
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

44 認知症対応型共同生活介護

①～⑪ (略)

⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

45 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)

①～⑦ (略)

⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑨ (略)

46 地域密着型特定施設入居者生活介護

①～⑪ (略)

⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

47 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用)

①～④ (略)

⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

48 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

①～⑳ (略)

㉑ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

49 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)

①～⑧ (略)

⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

50 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)

①～③ (略)

④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

51 介護予防認知症対応型通所介護

①～⑩ (略)

⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑫ (略)

52 介護予防小規模多機能型居宅介護

44 認知症対応型共同生活介護

①～⑪ (略)

⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

45 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)

①～⑦ (略)

⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑨ (略)

46 地域密着型特定施設入居者生活介護

①～⑪ (略)

⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

47 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用)

①～④ (略)

⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

48 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

①～⑳ (略)

㉑ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

49 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)

①～⑧ (略)

⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

50 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)

①～③ (略)

④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

51 介護予防認知症対応型通所介護

①～⑩ (略)

⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑫ (略)

52 介護予防小規模多機能型居宅介護

①～⑤ (略)

⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑦ (略)

53 介護予防認知症対応型共同生活介護

①～⑨ (略)

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑪ (略)

54 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

①～⑥ (略)

⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑧ (略)

第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。

(1)・(2) (略)

(3) 体制等状況一覧表の記載要領について

1 (略)

2 訪問型サービス（みなし）

(削る)

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑤を準用されたい。

② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑥を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、第5の2⑥を準用されたい。

③ 「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。

3 訪問型サービス（独自）

①～⑤ (略)

⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑦ (略)

53 介護予防認知症対応型共同生活介護

①～⑨ (略)

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑪ (略)

54 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

①～⑥ (略)

⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑧ (略)

第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。

(1)・(2) (略)

(3) 体制等状況一覧表の記載要領について

1 (略)

2 訪問型サービス（みなし）

① 「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2③を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙28）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」とする。

② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑥を準用されたい。

③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、第5の2⑦を準用されたい。

④ 「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑧を準用されたい。

3 訪問型サービス（独自）

(削る)

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑤を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑥を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、第5の2⑥を準用されたい。
- ③ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。
- 4 通所型サービス（みなし）
 - ①～⑩ (略)
 - ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。
- 5 通所型サービス（独自）
 - ①～⑩ (略)
 - ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。

- ① 「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2③を準用されたい。なお、用いる添付様式は(別紙28)「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」とする。
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑥を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、第5の2⑦を準用されたい。
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第5の2⑧を準用されたい。
- 4 通所型サービス（みなし）
 - ①～⑩ (略)
 - ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑧を準用されたい。
- 5 通所型サービス（独自）
 - ①～⑩ (略)
 - ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第5の2⑧を準用されたい。

(様式)

別紙 1	(内容変更有)
別紙 1-2	(内容変更有)
別紙 1-4	(内容変更有)
別紙 3-2	(内容変更有)
別紙 13	(内容変更有)
別紙 16	(削除)
別紙 25	(削除)
別紙 28	(削除)